

入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月24日

蔵王町長 村上英人



1 入札に付す業務

- (1)業務名 令和6年度中学校跡地利用検討支援業務  
(2)業務場所 蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山25番地外

学校名	住所
遠刈田中学校	蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山25番地
円田中学校	蔵王町大字平沢字伊原沢下23番地
宮中学校	蔵王町宮字馬飼16番地

- (3)履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで  
(4)業務概要 I. 廃校等利活用に向けた基本プランの検討  
II. 町民懇談会等の運営支援  
III. 廃校等利活用の方向性の整理  
IV. 庁内委員会などの運営支援  
V. 打ち合わせ  
(5)支払条件 前払い無し  
(6)契約保証金 契約金額の10分の1以上の額  
(7)最低制限価格 無  
(8)入札方式 条件付一般競争入札

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和5・6年度蔵王町競争入札参加登録承認業者名簿に登録されている者で、次の要件を満たしていること。

登録業種	業種：建設コンサルタント 部門：都市計画及び地方計画
事業所の所在地に関する条件	宮城県内に本社（本店）又は支店・営業所で登録していること。
業務実績に関する条件	ワークショップ運営等の同種または類似業務の実務経験
配置管理技術者に関する条件	管理技術者は、開札日の前日以前に直接雇用関係にある技術者であること。技術士（総合技術管理部門（建設）または建設部門（都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者）

その他	① 蔵王町建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。 ② 蔵王町暴力団等排除措置要綱（平成 20 年蔵王町要綱 24 号）別表の措置要件のいずれかに該当しないこと。 ③ 銀行取引停止となっている者でないこと。 ④ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しないこと。
-----	--

3 入札担当課及び業務担当課

担当課	電話番号	住所
蔵王町 総務課 公有財産管理室	0224-33-2211 内線 228	〒989-0892 刈田郡蔵王町大字円田字西浦北 10

4 入札日程等

手続き等	期間・期日・期限	場 所
業務図書等の閲覧及び貸出	令和 6 年 6 月 24 日（月）から 令和 6 年 7 月 5 日（金）まで	閲覧：蔵王町役場 2 階総務課 貸出：蔵王町役場 2 階総務課
質問の受付	令和 6 年 6 月 24 日（月）から 令和 6 年 7 月 5 日（金）まで	蔵王町役場 2 階総務課
回答書の閲覧	令和 6 年 6 月 24 日（月）から 令和 6 年 7 月 5 日（金）まで	蔵王町役場 2 階総務課
入札参加受付	令和 6 年 6 月 24 日（月）から 令和 6 年 7 月 5 日（金）まで	蔵王町役場 2 階総務課
入札参加承認通知	令和 6 年 7 月 11 日（木）	
入札	令和 6 年 7 月 31 日（水） 午前 10 時 00 分	蔵王町役場 3 階大会議室
注1) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までとする。 注2) 入札参加資格確認申請書類・各種様式等については、蔵王町ホームページ入札情報からダウンロードすることができます。		

5 入札参加の申込み

(1) 提出書類 入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

- ① 入札参加資格承認申請書（様式 1）
- ② 同種実績（様式 2）
- ③ 建設コンサルタントを証とする書面の写し
- ④ 配置する技術者の資格及び雇用関係を確認できる書類

## 6 入札参加資格の審査結果の通知

- (1) 入札参加資格の審査は、蔵王町契約業者指名委員会が行う。
- (2) 入札参加資格の審査結果については、令和6年7月11日(木)に入札参加資格承認通知書(様式2)により通知する。また、入札参加資格を有すると認められなかった者には理由を付して入札参加資格不承認通知書(様式3)により通知する。
- (3) 入札参加資格を有すると認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

## 7 業務図書の閲覧

業務図書の閲覧及び貸出の期間及び場所は、4の表に示すとおりとする。  
希望者には業務図書の貸し出しを行う。貸出期間は1日を限度とする。

## 8 業務図書に関する質問等

- (1) 業務図書等について質問があるときは、閲覧場所に備え付の質問書、又は蔵王町ホームページ入札情報からダウンロードにより記入し持参すること。
- (2) 受付期間及び回答期間については、4の表に示すとおりとする。
- (3) 回答方法 蔵王町役場 閲覧場(2階 第一会議室隣)において閲覧に供する。  
入札参加者は、全ての質問及び回答を把握し、その内容が入札条件に含まれるものとする。

## 9 入札執行の日時及び場所

入札の日時及び場所については、4の表に示すとおりとする。

## 10 入札要領

- (1) 郵送、電報、FAX その他電気通信による入札は認めない。
- (2) 代理人をもって入札する場合は、必ず委任状を持参のうえ提出すること。
- (3) 蔵王町財務規則(平成7年蔵王町規則第7号)及び関係法令を遵守すること。
- (4) 入札に参加するのに必要な資格のない者の行った入札、虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。この場合においては、指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (5) 予算の都合上、将来事業量を縮小して委託金額を減額する場合があることを承知のうえ入札又は契約すること。
- (6) 入札保証金は免除する。
- (7) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税10%を除いた金額)を入札書に記載すること。

(8) 入札執行回数は、2回を限度とする。

1.1 契約保証金

別紙「契約保障に関する取扱要綱」に留意のうえ選択すること。

1.2 落札者の決定等

(1) 入札を行った者のうち、予定価格以下で最低の価格で入札したものを落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじ方式により落札者を決定するものとする。

(2) 委託契約締結にあたり、落札者は消費税法に定める課税事業者か免税事業者かを確認するので届出書を提出すること。

1.3 入札の中止、延期等

入札が適正に行われないおそれがあるときは、入札を延期し又は取りやめることがある。

## 契約保証に関する取扱要項

1. 落札者は、この契約の締結と同時に、頭書の契約保証金により、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を執行者に寄託しなければならない。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、執行者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
2. 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は業務委託料の10分の1以上としなければならない。
3. 第1項の規定により、落札者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
4. 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、執行者は、保証の額の増額を請求することができ、落札者は保証の額の減額を請求することができる。